

公有地の拡大の推進に関する法律に係る届出等について

越谷市都市整備部都市計画課

【概要】

公有地の拡大の推進に関する法律（公拡法）は、住みよいまちづくりのために必要な公共用地を計画的に取得することを目的に制定された法律であり、具体的には土地の所有者が

①一定の要件を満たす土地を有償譲渡しようとするときは、その譲渡前に越谷市長へ届けること **法第4条第1項 届出制度**

②一定の要件を満たす土地を県や市等を買取りしてほしいときはその旨を越谷市長に申し出ることができること **法第5条第1項 申出制度**

の2つの制度を設けております。

【土地要件の例】

法第4条第1項届出の必要な例

- ・都市計画施設の区域（例：都市計画道路等）、生産緑地地区の区域等
200㎡以上
- ・市街化区域内
5,000㎡以上

法第5条第1項申出のできる例

- ・都市計画施設の区域内または都市計画区域内
100㎡以上

【届出・申出に係る添付資料】

※ 届出等に当たっては、以下の資料を2部〔越谷市分、届出（申出）者控分〕をご用意ください。

※ 消せるボールペンを使用して記入しないでください。

1. 届出書（申出書）

- ・所有形態が共有の場合は、別紙に住所、氏名を記載し、押印する。
- ・法人の場合は名称及び代表者氏名まで記載。

2. 位置図（住宅地図等）

- ・届出の土地を朱書きする。

3. 公図の写し

- ・届出の土地を朱書きする。

4. その他参考となる資料

5. 委任状（代理人による届出・申出を行なう場合に必要となります。）

- ・譲渡人の印鑑と委任状の印鑑は同一のものとする。